



# 正副会長の活動状況

## — 会務報告 —

日本弁理士会 副会長

小島 高城郎

1. 『定刻となりました。只今より執行役員会を開始致します!』と、甲高い大きな声が、今日も役員室に響きわたりました。その声の主は、無論のこと、執行役員会の議長かつ総括者である古谷会長であります。好むと好まざるを問わず、この声を聞きながら早や4か月以上が経過いたしました。このご報告が会員の皆様へ届くころには、5か月半程経過と思いますが、会務の繁忙山場であります4か月を中心にご報告申し上げます。

前提として、副会長は、その担当分野によってその繁忙の程度が異なるということは言えると思います。しかし、忙しいから不幸かということ、“生命”の危険さえなければ、忙しい程やりがいがあるともいえると思います。実際、4月の挨拶回りや慣れない起案の処理に追われている頃、息苦しさを感じた一時もありました。私自身、本来、忙しい方が好きで、仕事でも実務経験の長さから権利侵害事件の相談処理、海外出願全般等を中心に首を突っ込んでますが、会務が忙しい程、仕事に戻った時の幸せ感はありません。仕事の方に没頭しているときに気づかなかった一面、やりがいがあるように感じております。

以下、これ迄やって参りました実際について、今後の希望も含めご説明させていただきます。

### 2. 各省庁団体等との挨拶・交流・会合等

特許庁（特許庁長官、総務部長、特許技監、秘書課長、弁理士室長 et al.）、裁判所（最高裁、知財高裁、東京地裁、）、法務省、日弁連、経団連、知財協、AIPPI等の当初の挨拶訪問は、原則として正副会長全員で訪問させて頂きました。特許庁をはじめ多くは、私の担当分野と直結しており、今後も度々の会合を必要とする予想されます。他の省庁につきましては、他の担当副会長にて行われますが、外部意見聴取会、海外弁理士会（交流協会等含む）とのミーティングは、正副会長会にて対処しております。

### 3. 支部廻り

#### (1) 九州支部

本年6月30日現在で、主たる事務所は116、従たる事務所は71あり、合計187事務所が存在する支部で

ありますが、福岡を中心に活発な活動をされております。当支部は、支部の中でもアグレッシブな印象があり、特に、ポイント制の導入や、サポート機関の活用が目立ちます。松尾前支部長の影響も大きいと思いますが、溝口現支部長の行動力が現れたものと思います。

#### (2) 北陸支部

同6月30日現在、主たる事務所は50、従たる事務所は39あり、合計89事務所が存在する支部です。吉井支部長をはじめ、支部会員の先生方は実にフレンドリーな方々ばかりで、支部の雰囲気としても頼もしく感じられました。また、四国支部と同様、交通の便は余り良くありませんが、その苦を楽に変えるべく温泉地を上手く利用され研修会等を催されております。

(3) 尚、担当ではありませんが、原則的に正副会長全員が参加することになっている東海支部と近畿支部への訪問もあり、担当の弁理士法改正問題についての進捗状況を含めた説明をさせて頂きました。時間の関係上無理でしたが、他の支部も含め質疑応答の時間ももっと欲しいというところでした。

#### 4. 中央知的財産研究所

小森所長時代からの懸案事項であった当研究所の組織・運営のあり方を、筒井現所長の采配にて当該運営規則を一部改正することにより改め、会議の無駄を廃し、効率よい運営の下に重複審議を避け、当研究所の主要な任務である研究部会において具体的かつ十分な検討ができるように着々と進んでおり、間もなく本格的始動となる予定です。

本年度の当該研究部会では、①複数の知的財産権法による保護の交錯、②権利行使に強い明細書とは、③間接侵害に関する研究等が、研究テーマであり、これもまた着々と進められており、研究成果が楽しみであります。

#### 5. コンプライアンス委員会

当委員会も、他の綱紀委員会、審査委員会、業務対策委員会、紛議調停委員会等と共に、守秘義務は無論として神経を使わざるを得ない委員会の一つです。その中であって、本年度は、ユーモラスな丸山委員長の下、事件予審部と4つの倫理部（内、2つは実質、事件

対応部と倫理研修部)から成っております。苦情処理は、現在、事件予審部と事件対応部に、会長室が加わって運用されています。パテント6月号でも言及させて頂きましたが、いわゆるクレマー的な人から会員を守るべく事件性のないものは、極力事前に排除(却下)すべく尽力すべきと思っております。単に却下と言っているのではなく、当該苦情申立人に第三者である担当者が、事情を丁寧に説明し納得して頂ければ(申し立て取り下げへ)良いと考えているからであります。

#### 6. 弁理士法改正委員会

弁理士法は、平成12年以降数次に亘り改正されて参りましたが、今回は、平成19年改正の検討・見直しを、ここ数年来行ってきているわけでありまして、法改正は、一般的に緊急性、必要性、具体性等がズバリ揃えば、比較的容易に改正可能であります。しかし、弁理士法改正となりますと、他の士業の例でも分かりませんが、無論己を利するのみではなく、他の士業との業際に配慮し、国民、就中ユーザーの為にもなるか、必要と言っているか等の理論的根拠、実際上の根拠(裏付け)を要求されます。そこで一言、いわゆる使命条項(又は目的条項等の修正)の改正にあつては、ユーザーが直接欲するものでなく、一見無くて困るというものではないでしょう。しかし、この条項があることにより、“弁理士は、国際的な視野に立脚しつつ・知的財産の・使命とする。”を世に向かって宣言することになり、国の内外知財関連業務を大々的に且つ激しく、長年に亘り活動して来た弁理士業務の再確認と、安部内閣でも閣議決定されているグローバル知財システムの構築に大いに寄与することとなると確信致します。

本年度の委員会は、田村委員長の下、立法事実一覧表の縦横の検討等を多面的に行って頂いてます。平成24年5月より特許庁委託事業としての一般財団法人知的財産研究所において調査・研究されたいわゆる報告書に基づき、本年8月末より開かれる産業構造審議会(知的財産政策部会弁理士制度小委員会)を経て弁理士法改正の実現を図る予定です。但し、本年7月1日付にて、特許庁長官はじめ、総務部長等の上層部に人事異動があったこともあり、もし平成26年2月の通常国会に間に合わなければ、次の27年2月の通常国会に照準を合わせざるを得なくなりますので、ご承知置き頂きたく存じます。

#### 7. ソフトウェア委員会

本年度は、中田委員長の下、諮問事項等に沿った調査・研究・発表等が着々と進められておりますが、その内容も極めて緻密な検討が加えられており、その答申、報告書も期待されます。現在及び将来の実務に直

結しているからであります。国内での保護のあり方も重要ですが、特に外国での保護体制を知ることも重要と感じております。欧米諸国における法改正へのキャッチアップは無論ですが、インド、中国、ブラジル、タイ等の新興国の運用等も常にウォッチングして行く必要があります。そんな中で、「インドにおけるコンピュータ関連発明に対する審査ガイドライン」に対するパブリックコメントをタイトな日程の中で求められ、中田委員長のスピーディーな検討等にて執行役員会を経て、インド特許意匠商標登録総局と日本特許庁国際政策課へ提出できました。弁理士会のHPにも掲載されております。また、上記特許庁国際課よりの種々の要望・依頼等、そして他の団体からも種々の依頼等を受けており、実に忙しい委員会の一つであります。

#### 8. 技術標準委員会

技術標準は、内外企業の活動、なかんずく新技術(商品)開発の方向付けに直結する問題ゆえに、極めて重要であり、奥が深いです。弁理士が、これに如何に関与出来るかといった場合、ほんの一部の方々を除き、まだまだ手探り状態と言ってよいでしょう。直接的には、明細書作成の仕方でありと言っても、上記新商品開発の方向性を技術標準化との関係で把握しなければ意味がなく、つまり、企業の企画を理解出来る立場にいなればなりません。そのことから、企業弁理士の方々が、挑戦されることが最も理想と、私は思っております。従いまして、企業弁理士委員会との連携をお勧め致しておりますが、委員会としても、その前に調査・研究すべきことが山積しており、なかなか進まない状態です。

そこで、委員会としては、南島委員長の下、現在3グループの体制で活動しております。第1グループは、基本的には外国企業活動事例研究ですが、過去に戴いた講演の内容を整理、分析したり、近い将来、標準化成功企業にヒアリングを行い、出願戦略を導き出し、弁理士の貢献可能な場面を探り出す等を担当されております。第2グループは、啓発・普及対策等の検討を中心任務とします。従いまして、本グループは、調査・研究というより発表する場の提供が主であり、研修フェスティバル内で行うか否かは別として、ワークショップを企画・開催する等に尽力されてます。また、既に、飯村副委員長により知財学会における発表も行われています。

第3グループは、人材育成研究をその中核的任務としてますが、攻めの任務は無論のこと、守りの技術標準活動失敗時の撤退支援等を担える弁理士の育成等も、長年現場を経験されている加藤(恒)先生へのインタビュー等を参考に着々と目指しております。

以上